

# 賞じゅつ金制度の運用について

〔昭和42年9月1日  
例規(警)第18号警察本部長〕

このたび、千葉県警察職員の賞じゅつ金に関する規則(昭和42年千葉県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)が制定され、殉職警察官等に対する賞じゅつ金制度が設けられたが、この運用にあたっては、下記により適切な取扱いをされたい。

## 記

### 1 授与の対象

賞じゅつ金は、公務上の災害を受けた警察職員全員に授与するものでなく、規則第2条に規程するとおり、危険をかえりみることなく、その職務を遂行したことにより、殉職または不具廃疾となった場合に授与するものである。

なお、おおむね、次に掲げる場合等は、規則第2条に規定する状況に該当するものと考えられる。

- (1) 犯人の逮捕、勾引に際し、または犯罪の被害者の救助に際して、その職務執行に対する相手方の抵抗を抑圧し、もしくは相手方の逃走を制止しようとする場合または犯人を逃走させようとして行う第三者の抵抗を抑圧しようとする場合
- (2) 犯罪の制止または職務質問に際して、その職務執行に対する相手方の抵抗を抑圧しようとする場合
- (3) 水難、火災、交通事故その他の変事により、人の生命に危険がおよびまたはおよぼうとしている際に、その者の救助に当たる場合

### 2 功労の程度

功労の程度については、賞じゅつ金授与の対象となった事案の内容、部内外におよぼした影響等を考慮して、その都度決定する。